

小金井市児童館運営検討委員会設置要綱

平成23年8月16日

制定

(設置)

第1条 児童館の運営について総合的に検討するため、小金井市児童館運営検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(活動)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査、検討するものとする。

- (1) 児童館の在り方に関すること。
- (2) 業務委託を実施している児童館の業務内容に関すること。
- (3) その他児童館に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 児童青少年担当部長
- (2) 児童青少年課長
- (3) 児童館職員 3人以内
- (4) その他児童青少年担当部長が必要と認める者

2 前項第3号の委員は、市長が選任する。

(委員会の運営)

第4条 委員会に委員長を置き、児童青少年担当部長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、及び統括する。
- 3 委員会に副委員長を置き、児童青少年課長をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があったとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、児童青少年課児童青少年係が担当する。

- 2 事務局は、委員会の進行状況を把握し、全体調整を行うとともに、記録の作成及び資料収集等に当たる。

(報告)

第6条 委員会は、委員会の会議結果について、市長に報告する。

- 2 市長は、速やかに前項の会議結果を小金井市児童館運営審議会に報告し、意見を求めるものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月25日から施行する。